

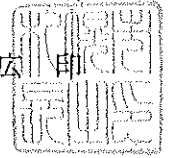


札幌市告示第 2556 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）の規定に基づいて告示します。

平成 29 年 7 月 3 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階南
札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課推進係
電話(011)211-2376

2 入札に付する事項

(1) 借入件名

デジタルモノクロ複合機の借受 一式

(2) 借入件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

ア 借入期間 平成 29 年 8 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日（50 ヶ月）

イ 納入期日 平成 29 年 7 月 31 日

(4) 借入場所

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所 15 階南
札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 平成 29・30 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(6) 仕様書に示す適合品以外の同等品で入札する場合に、物品請求課で確認し

た同等品確認書又は同等規格確認書を提出できる者であること。

(7) 物品請求課の必要に応じて、メーカーが発行する出荷引受書又は品質保証書を提出できるものであること。

(8) 告示日を起点とした過去 2 年間に於いて、同種（パソコン又は複合機の複数年借入）契約の履行実績があり、所在地が市内にあること。

4 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
上記 1 に同じ。

(2) 入札の日時及び場所

平成 29 年 7 月 12 日 11 時 00 分 札幌市役所 15 階南西会議室

(3) 開札

入札終了後直ちに上記 (2) の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

上記 (2) の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。（送付及び伝送による提出は認めない。）

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 要。

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 詳細は入札説明書による。